

**「見積箱」、「見積競争会」へ参加される方へ
～「請書（簡易な契約約款付）」の取り扱いについて～**

本市では、令和8年2月17日以降、契約金額が20万円を超え、契約書の作成を省略する場合は、契約者から「請書（簡易な契約約款付）」を提出していただくこととなりました。

現在、技術監理局契約部契約課が行う見積箱、見積競争会（以下「契約課調達案件」という。）では契約書の作成を省略しており、電子入札システムで入札（見積）時に請書（内訳書兼請書）を添付して提出した場合は、押印した請書（内訳書兼請書）の再提出も不要としています。

そのため、契約課調達案件の「請書（簡易な契約約款付）」については、下記のとおり取り扱うこととし、落札者（契約者）の方の契約課への来課は不要です。

記

- 1 契約課調達案件の電子入札の際に添付する「内訳書兼請書」に記載されている、「法令、北九州市契約規則、その他関係諸規程を承知のうえ、次のとおり見積もります。契約締結のうえは、法令等を遵守し、誠実に履行します。」の関係諸規定には、下記の契約約款を含みます。
- 2 消費税・地方消費税が課税される場合の契約金額は、「見積金額×110/100」（軽減税率対象商品の場合は「見積金額×108/100」）です。
- 3 納入場所及び納入期限（又は納入期間）は、「仕様書の記載どおり」です。
- 4 契約保証金は、北九州市契約規則第25条第7項第6号により免除します。
- 5 契約課調達案件の参加者は、上記内容を承知の上、参加したものとみなし、落札後の「請書（簡易な契約約款付）」の提出は省略します。

契約約款

（総 則）

第1条 受注者は、頭書の定めるところにより、この契約を誠実に履行しなければならない。

（物件の納入及び検査）

第2条 受注者は、頭書物品をこの契約に定める期限までに、定められた場所に持参して発注者に引き渡し、発注者は、その日から10日以内に検査するものとする。

- 2 前項の検査において、発注者が必要と認めるときは納入物品の一部を分解し又は分析することができる。この場合において、分解又は分析に要した費用及び分解又は分析の結果生じた物品のき損、減量等による損害は、すべて受注者の負担とする。
- 3 発注者が必要と認めるときは、物品の製作中に検査人を常時又は随時に派遣して検査させ、又は指示をさせることができる。
- 4 発注者が検査の結果頭書の契約に定めた事項に適合しないと認めるときは、受注者は、発注者の指定する期限内に物品を取り替え、又は修理その他の補足をしなければならない。

（物品の受渡しと所有権の移転）

第3条 物品の受渡しは、発注者の検査修了と同時に完了する。

- 2 物品の所有権は、物品の受渡しがあった時に受注者から発注者に移転する。
- 3 発注者は、物品の納入後受渡し完了まで納入物品について善良な管理を行なうものとする。
- 4 物品の納入後受渡し完了までの間における発注者の責に帰さない事由による物品のき損等は、受注者の負担とする。

（減価採用）

第4条 発注者は、検査の結果、納入物品の一部にきず等がある場合において、使用上支障がないと認めるときは、相当額を減額して採用することができる。

(完納前の使用)

第5条 発注者は、完納前においても、既納の検査済合格品については、使用することができる。

(契約の変更等)

第6条 発注者は、必要がある場合には、受注者と協議してこの契約の全部又は一部を解除し、若しくは変更し、又はその履行を中止させることができる。

(代金の支払い)

第7条 発注者は、物品の受渡し後、受注者から適当な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(履行期限遅延の違約金)

第8条 受注者が期限内にこの契約を履行しないときは、遅延日数に応じ、未納部分の代金に、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を違約金として徴収する。

2 前項の違約金は、支払代金から控除する。

3 発注者の責に帰すべき理由により第7条の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、未受領金額につき、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、この契約の履行上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、頭書物品の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを発見したときは、受注者に1年以内に通知して、その補修又は取り替えを請求することができる。

(個人情報の保護)

第11条 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項で定義する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、この契約の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(その他)

第12条 この契約に関し、定めのない事項及びこの契約について疑義が生じたときは、北九州市契約規則によるほか必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ定める。

第13条 この契約の締結に係る費用は、受注者の負担とする。